



その1

財務部

貸し渋り・貸しあげし
ホットライン

貸し渋り・貸しあげしホットライン開設

— 中小企業など借り手の声を幅広く聞くために —

○ 中小企業金融の円滑化

政府は、中小企業等への金融の円滑化を図るため、これまで様々な取組みを行っています。具体的には、金融機関に対し中小企業に対する資金供給の一層の円滑化を繰り返し要請するとともに、セーフティネット保証・貸付の拡充などの施策を講じてきているところです。

○ 中小企業金融に関するモニタリング

現下の経済情勢の下、中小企業等への金融の円滑化を求める声が引き続き強いことも踏まえ、中小企業など借り手の声を幅広く聞くため、今般、金融庁に「貸し渋り・貸しあげしに関する情報の電子メール・ファックスによる受付制度」（通称「貸し渋り・貸しあげしホットライン」）を開設しました。

沖縄総合事務局においても、平成14年11月1日から、地方における貸し渋り・貸しあげしに関する情報を聞くためのホットラインを設置し、関連情報を受け付けております。

貸し渋り・貸しあげし情報受付中！

電子メール hotline@ogb.cao.go.jp FAX 098-866-0251

○金融庁や他財務局の「貸し渋り・貸しあげしホットライン」については、当局ホームページの「貸し渋り・貸しあげしホットライン」からご覧いただけます。（<http://ogb.go.jp/okizaimu/>）

情報送付の際の注意事項

（FAX様式例）

貸し渋り・貸しあげしホットライン（沖縄総合事務局内）行
(FAX 098-866-0251)

貸し渋り・貸しあげしに関する情報

住所（都道府県）

職業・業種

金融機関名 支店名

特定個人名または企業名の金融機関への提示（承諾・不承諾）

関係省庁への連絡（承諾・不承諾）

取引の内容など、できるだけ具体的にご記入ください。

情報には、住所（都道府県）、職業・業種、金融機関名、支店名、取扱い内容等についてご記入ください。

情報に含まれる特定個人名または企業名を金融機関に提示して事実確認等を行うことが、受け付けた情報の一層の有効活用に資する場合もあります。

情報に含まれる特定個人名または企業名を金融機関に提示について、承諾・不承諾の別をご記入ください。

貸し渋り・貸しあげしに対して他の省庁等の協力を得るため、受け付けた情報を関係先に連絡する場合があります。関係先への連絡について、承諾・不承諾の別をご記入ください。

受け付けた情報については、検査・監督の実施にあたり重要な情報として活用させていただきますので、金融機関名・支店名や取引の内容など、できるだけ具体的にご記入ください。

○ 受け付けた情報に関する照会や相談には応じることはできませんので、予めご承知おきください。

苦情相談については、各金融関係団体に相談窓口が設置されていますので、そちらにお問い合わせください。